平成27 年 2 月 6 日厚生労働省老健局老人保健課

社会保障審議会介護給付費分科会(第119回)の資料1-1及び資料1-3の訂正について

社会保障審議会介護給付費分科会(第119 回)の資料1-1及び資料1-3 につきまして誤植がありましたので、下記のように訂正させて頂きます。なお、ホームページの当該資料につきましては、既に差し替えております。

ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

記

訂正箇所	誤	正
資料 1 — 1 のp. 63	(3) 介護職員処遇改善	(3) 介護職員処遇改善
「※ 算定要件等」の枠中	加算(Ⅲ) (1)①から	加算 (Ⅲ) (1)①から
	⑥までに掲げる基準のい	⑥までに掲げる基準のい
	ずれにも適合し、かつ(2)	ずれにも適合し、かつ(2)
	①又は②に掲げる基準の	<u>②又は③</u> に掲げる基準の
	いずれかに適合すること。	いずれかに適合すること。
○資料1-3【別紙1-1】	「百分の三十」	「百分の二十」
・p. 108の1行目、29行目		
○資料1-3【別紙1-3】		
・p. 68の34行目		
・p. 69の27行目		
○資料1-3【別紙1-5】		
・p. 73の31行目		
・p. 74の24行目		